

京都市細野保育所事務分掌規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第169号

京都市細野保育所事務分掌規則

(職員)

第1条 細野保育所に次の職員を置く。

所 長

その他の職員 若干人

2 細野保育所に副所長を置くことがある。

(職務)

第2条 所長は、上司の命を受け、細野保育所の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第3条 所長に事故があるときは、副所長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第4条 細野保育所において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

(1) 細野保育所の庶務に関すること。

(2) 乳児又は幼児の保育に関すること。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(総務局総務部文書課)